高額療養費制度のご案内

アイリーア®8mgによる治療を受けられる患者さんへ

2025年5月作成

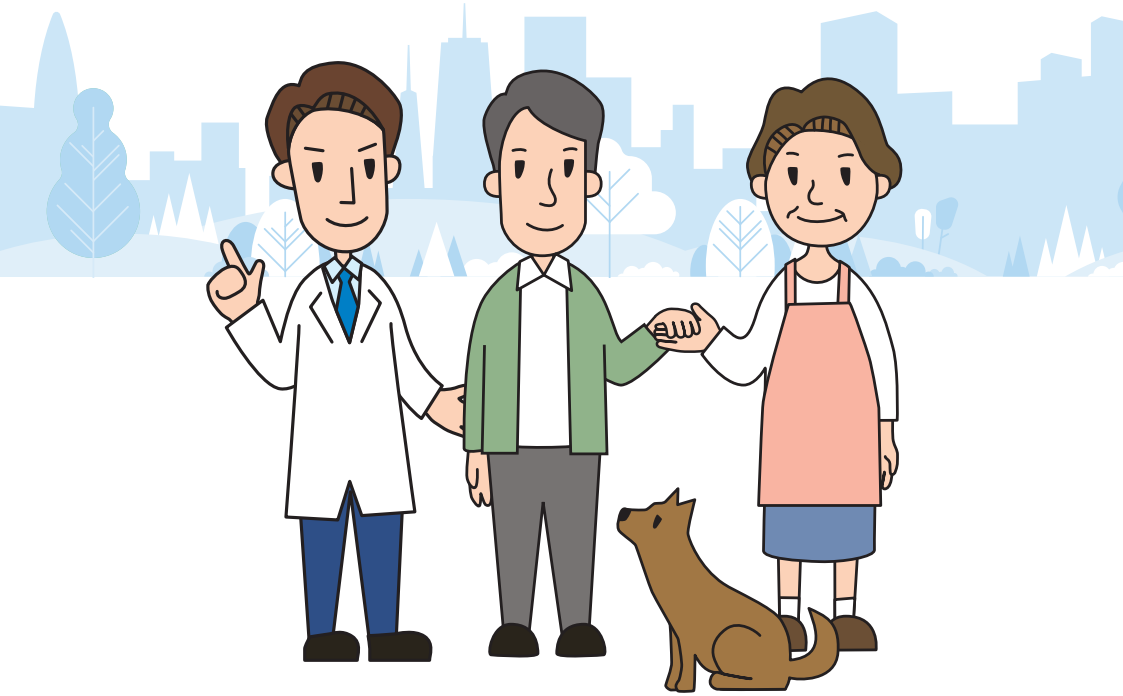

―主治医/処方医の先生方へのお願い―
この冊子は、「アイリーア®8mg硝子体内注射用キット114.3mg/mL」（PFS製剤）による治療を受けられる患者さんにお渡しください。

監修　社会保険労務士法人ティグレ

この冊子は2025年5月現在の制度をもとに作成しています。

X00923

高額療養費制度

高額療養費制度とは医療機関や薬局の窓口で支払った金額が、暦月（月の初めから終わりまで）で一定額（自己負担額）を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する、もしくは事前に申請した「認定証」などを提示すれば、支払額が「自己負担限度額」までとなり、高額な医療費を一時的に立て替える必要がなくなります。

アイリーア®8mgの治療を行っている方は、この制度を活用できる可能性がありますので、ぜひご一読ください。

高額の診療 を受けたとき

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、または、限度額適用認定証がある場合

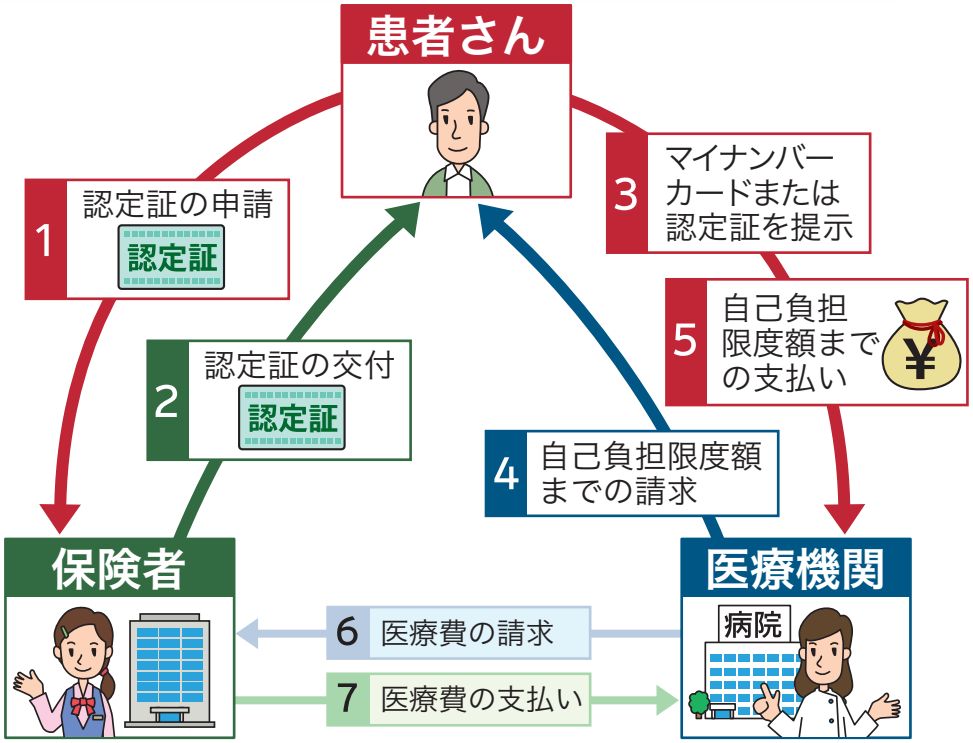

マイナンバーカードを健康保険証として利用しない、かつ、限度額適用認定証がない場合

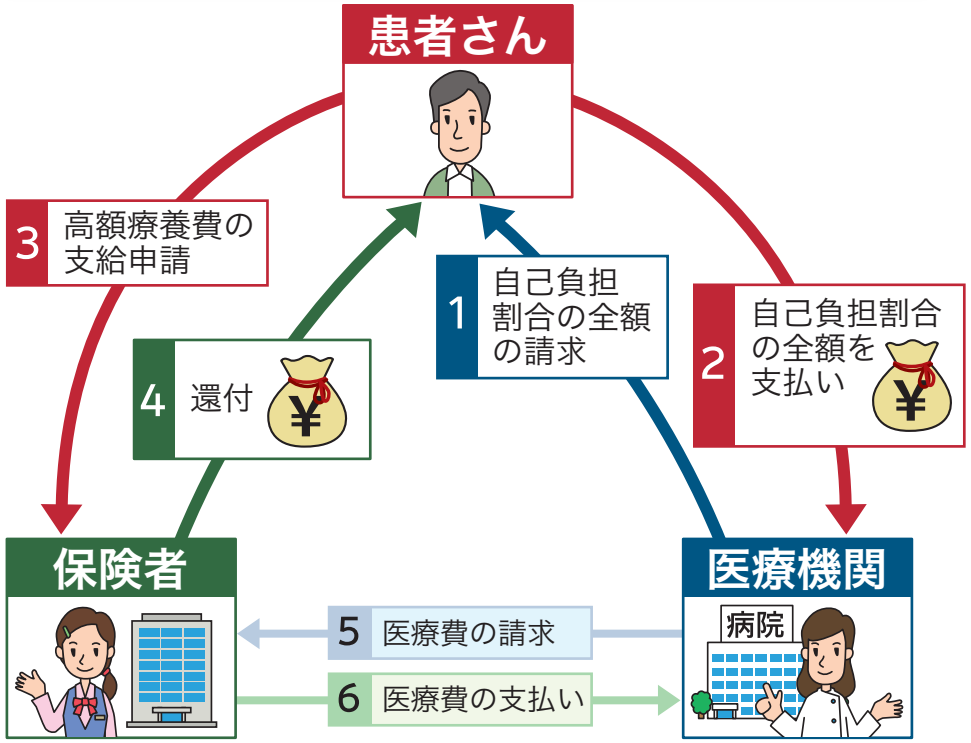

お手続きの方法（自己負担限度 額までの支払いとするには）

- ご負担額の上限は、年齢や所得によって異なります。
- マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、「認定証」は不要です。
- マイナンバーカードを利用しない場合は、以下のチャート にしたがって手続きが必要かをご確認いただき、事前に交付の申請を行ってください。

69歳以下

70歳以上

住民税非課税世帯、現役並み所得者のうち年収約370～約1,160万円の方

一般の方、現役並み所得者のうち年収約1,160万円～の方

手続きが必要

加入する健康保険組合などに「認定証」（限度額適用認定証）の交付を申請

手続きは不要

70～74歳

75歳以上

窓口に提示するもの

認定証

高齢受給者証

後期高齢者医療被保険者証

※ 認定証等の有効期限は1年です。

自己負担限度額（月額）

医療費が高額の場合には、年齢や所得金額の違い（所得区分）によって自己負担する金額の限度額が法律で決められています。これが自己負担限度額です。

〈69歳以下の方の場合〉

所得区分	月単位の上限額（円）
年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得※901万円超	252,600＋（医療費－842,000）×1％ 〈多数回該当：140,100〉
年収約770～約1,160万円 健保：標準報酬月額53万円以上79万円以下 国保：年間所得600万円超901万円以下	167,400＋（医療費－558,000）×1％ 〈多数回該当：93,000〉
年収約370～約770万円 健保：標準報酬月額28万円以上50万円以下 国保：年間所得210万円超600万円以下	80,100＋（医療費－267,000）×1％ 〈多数回該当：44,400〉
～年収約370万円 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間所得210万円以下	57,600 〈多数回該当：44,400〉
住民税非課税	35,400 〈多数回該当：24,600〉

※ ここでいう「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除額を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）のことを指します。（いわゆる「旧ただし書き所得」）

自己負担限度額（月額）

〈70～74歳の方の場合〉

所得区分		負担割合	外来（個人ごと）	月単位の上限額（世帯ごと）（円）
現役並み所得者	年収約1,160万円～ 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:住民税課税所得690万円以上	3割	252,600＋（医療費－842,000）×1% 〈多数回該当:140,100※1〉	
	年収約770～約1,160万円 健保:標準報酬月額53～79万円 国保:住民税課税所得380万円以上		167,400＋（医療費－558,000）×1% 〈多数回該当:93,000※1〉	
	年収約370～約770万円 健保:標準報酬月額28～50万円 国保:住民税課税所得145万円以上		80,100＋（医療費－267,000）×1% 〈多数回該当:44,400※1〉	
一般（年収約156～約370万円） 健保:標準報酬月額26万円以下※2 国保:住民税課税所得145万円未満※2		2割	18,000 ［年間上限144,000］	57,600 〈多数回該当44,400※1〉
住民税非課税			8,000	24,600
住民税非課税（所得が一定以下）				15,000

※1 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
※2 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。

自己負担限度額（月額）

〈75歳以上の方の場合〉

所得区分		負担割合	外来（個人ごと）	月単位の上限額（世帯ごと）（円）
現役並み所得者	年収約1,160万円～ 住民税課税所得690万円以上	3割	252,600＋（医療費－842,000）×1% 〈多数回該当:140,100※1〉	
	年収約770～約1,160万円 住民税課税所得380万円以上		167,400＋（医療費－558,000）×1% 〈多数回該当:93,000※1〉	
	年収約370～約770万円 住民税課税所得145万円以上		80,100＋（医療費－267,000）×1% 〈多数回該当:44,400※1〉	
一定以上 所得のある方	課税所得28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は320万円以上）	2割※2	18,000 ［年間上限144,000］	57,600 〈多数回該当44,400※1〉
一般所得者		1割		
住民税非課税			8,000	24,600
住民税非課税（所得が一定以下）				15,000

※1 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※2 75歳以上の方等（65歳～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む）で2割負担の方は、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えるという配慮措置がとられます。（2025年9月30日まで）

自己負担限度額（月額）

さらにご負担を軽減する仕組みもあります

●世帯合算

同一人または同一世帯で、同じ公的医療保険にて、同一月に、2件以上の医療費を支払ったとき※、その合計から自己負担限度額を引いた金額が支給されます。
なお、70歳以上の方と69歳以下の方を含む世帯では算定方法が異なります。その他詳細については、ご加入の医療保険窓口にお問い合わせください。

※ 69歳以下の場合21,000円以上の自己負担額、70歳以上の場合は金額にかかわらず合算の対象になります。医療費は医療機関ごとに計算し、医科と歯科、入院と外来は別々に計算します。

●多数回該当

同一人または同一世帯で、1年以内に、高額療養費の適用が3回以上あった場合に、4回目からは自己負担限度額が引き下げとなります。

※ 高額療養費制度は2年前までさかのぼって適用できます

〈認定証〉の申請先

●国民健康保険の方

▶市区町村の担当窓口

●国民健康保険以外の方

保険証に記載されている
▶全国健康保険協会の各都道府県支部
▶健康保険組合
▶共済組合　　など

ご負担額の上限は、年齢や所得、加入している健康保険組合などによって異なります。
詳しくは、加入している健康保険組合などの窓口にお問い合わせください。

■ 認定証は、69歳以下の方、70歳以上で住民税非課税の方や年収約370～約1,160万円の方などが必要となります。

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応している医療機関において、マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合を除きます。

自己負担額例（PFS製剤）

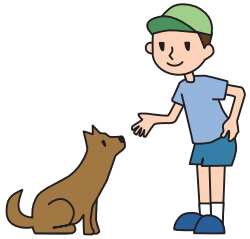

アイリーア®8mg（PFS製剤）による治療を受けた場合の医療費154,190円※1
（薬剤費146,290円、手技料6,000円、検査料1,900円*）

＊ 眼底三次元画像解析

※1 保険点数15,419点×10円。治療の内容により、上記金額に別途加算される場合があります（薬剤費は2025年5月現在）

年 齢	区　分		医療費負担割合	窓口負担額	高額療養費（還付）	実際の自己負担額
69歳以下	年収約1,160万円～		3割	46,260円	0円	同じ
	年収約770～約1,160万円		3割	46,260円	0円	同じ
	年収約370～約770万円		3割	46,260円	0円	同じ
	～年収約370万円		3割	46,260円	0円	同じ
	住民税非課税者		3割	46,260円	10,860円	35,400円
70歳以上	現役並み所得者	年収約1,160万円～	3割	46,260円	0円	同じ
		年収約770～約1,160万円	3割	46,260円	0円	同じ
		年収約370～約770万円	3割	46,260円	0円	同じ
	一般（75歳以上、一定以上所得のある方を含む）		2割※2	30,840円	12,840円	18,000円
			1割	15,420円	0円	同じ
	住民税非課税者		2割	30,840円	22,840円	8,000円
			1割	15,420円	7,420円	8,000円

※2 75歳以上の方等（65歳～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む）で2割負担の方は、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えるという配慮措置がとられます。（2025年9月30日まで）

〈例〉アイリーア®8mg（PFS製剤）・75歳以上／住民税非課税の場合（1割負担）

**マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、
または、限度額適用・標準負担額減額認定証がある場合**

医療費154,190円の場合
（保険点数15,419点×10円）

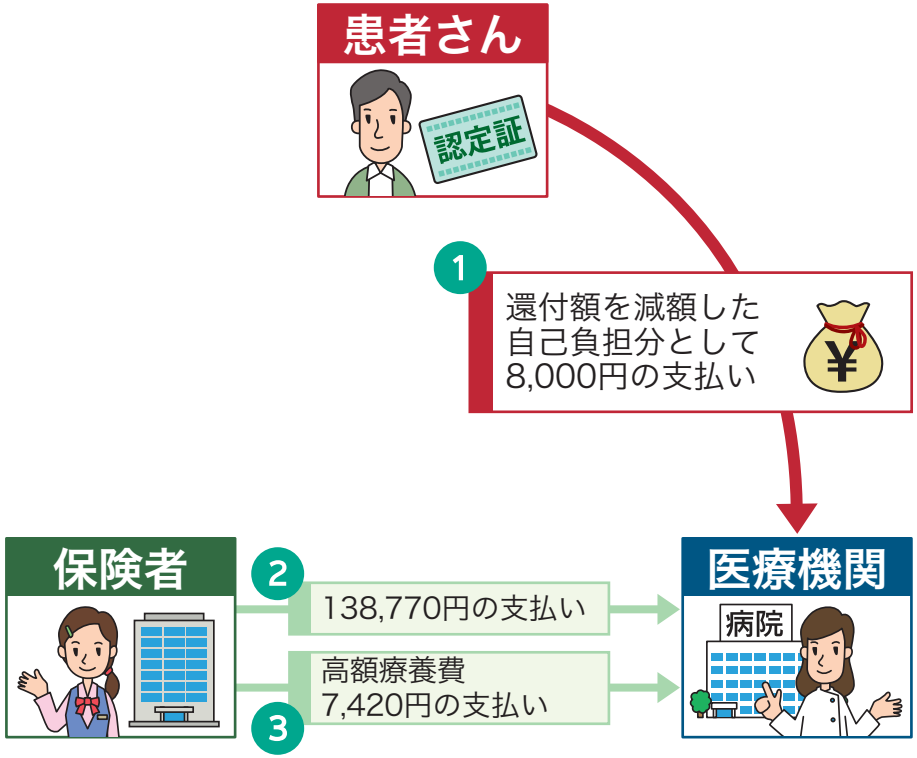

**マイナンバーカードを健康保険証として利用、
または、限度額適用・標準負担額減額認定証の提出が必要**

**マイナンバーカードを健康保険証として利用しない、
かつ、限度額適用・標準負担額減額認定証がない場合**

医療費154,190円の場合
（保険点数15,419点×10円）

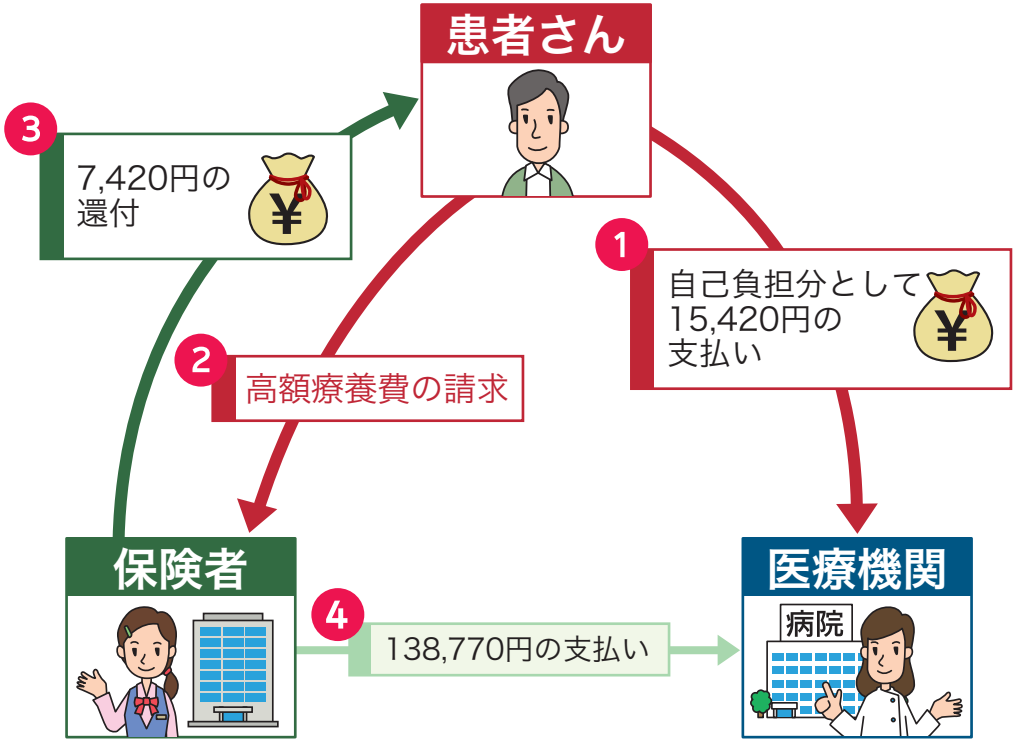

MEMO

高額療養費制度の最新情報は厚生労働省ホームページまたは、ご加入されている保険者（健康保険組合など）にお尋ねください。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC
www.fsc.org
FSC®

Bayer バイエル薬品株式会社
Santen 参天製薬株式会社

2025年5月作成
（202505）EY8-70.0（IS/HH）

PP-EYL_8mg-JP-0560-15-05
資材記号 EY8252101